

令和 7 年 6 月豊橋市議会定例会

[R 7 . 6 . 2 議運資料]

○ 提出事件

予 算 案	1 件	
条 例 案	4 件	
単 行 案	8 件	(うち人事案 2 件)
報 告	9 件	
以 上	2 2 件	

6 月市議会定例会議案概要説明書

〔 条 例 案 〕

議案第 7 5 号 豊橋市つつじが丘校区地域振興基金条例を廃止する条例
(都市交通課)

豊橋市つつじが丘校区地域振興基金の廃止に伴い、現行条例を廃止するもの

(公布の日から施行)

地方税法の一部改正（令和 7 年法律第 7 号。令和 7 年 3 月 3 1 日公布）に伴い、市税について現行条例の一部を改正するもの

1 個人市民税

(1) 特定親族特別控除の創設

自己と生計を一にする年齢 1 9 歳以上 2 3 歳未満の親族等を有する所得割の納税義務者について、次に掲げる区分に応じた金額を、前年の総所得金額等から控除する。

親族等の前年の合計所得金額	控除額
5 8 万円超 9 5 万円以下	4 5 万円
9 5 万円超 1 0 0 万円以下	4 1 万円
1 0 0 万円超 1 0 5 万円以下	3 1 万円
1 0 5 万円超 1 1 0 万円以下	2 1 万円
1 1 0 万円超 1 1 5 万円以下	1 1 万円
1 1 5 万円超 1 2 0 万円以下	6 万円
1 2 0 万円超 1 2 3 万円以下	3 万円

(令和 8 年度分以後の個人住民税について適用)

2 固定資産税

(1) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置についての手続の簡素化

マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとする。

(令和 7 年度分以後の固定資産税について適用)

3 市たばこ税

(1) 加熱式たばこの課税方式の見直し

ア 加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準について、当分の間、加熱式たばこの区分に応じた方法により換算した紙巻たばこの本数とする。

紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこの場合

	改正後	改正前
重量に基づく換算方法	加熱式たばこの重量0.35グラムを紙巻たばこの1本に換算（加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満の場合は、加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算）	加熱式たばこの重量0.4グラムを紙巻たばこの0.5本に換算
小売定価に基づく換算方法		紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格をもって、加熱式たばこの小売価格を紙巻たばこの0.5本に換算

イ 上記課税方式の見直しは、次のとおり2段階で実施することとし、それぞれの実施時期における課税標準は、改正前の換算方法により計算した紙巻たばこの本数及び改正後の換算方法により計算した紙巻たばこの本数のそれぞれに、一定の率を乗じて計算した本数の合計本数とする。

	改正後		改正前
	令和8年4月1日～	令和8年10月1日～	
紙巻たばこへの換算方法の割合	改正後換算本数 ×0.5	改正後換算本数 ×1.0	—
	改正前換算本数 ×0.5	—	改正前換算本数 ×1.0

議案第 77 号 豊橋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行条例の一部を改正する条例

(障害福祉課)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正（令和 4 年法律第 104 号。令和 4 年 12 月 16 日公布）により、障害福祉サービスに就労選択支援が創設されたことに伴い、現行条例の一部を改正するもの

○指定障害福祉サービスの事業に係る非常災害対策に関する基準を遵守しなければならない者

改正後	改正前
療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、 <u>就労選択支援</u> 、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者	療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者

(令和 7 年 10 月 1 日から施行)

(生活衛生課)

人と動物の共生する社会を目指し、動物の愛護及び管理を推進するため、豊橋市動物愛護センターを設置するのに伴い、その名称、使用の手続等について条例でこれを規定するもの

- 1 名 称 豊橋市動物愛護センター
- 2 位 置 豊橋市中野町字中原 1 4 5 番地
- 3 使 用 料

区分	時間	金額（1 時間につき）
		午前 9 時から午後 5 時まで
多目的ホール		4 3 0 円

※ 入場料又は会費の類を徴収する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。

- 4 豊橋市保健所及び保健センター条例の一部改正及び犬又は猫の譲渡し手数料の新設
豊橋市保健所及び保健センター条例に規定する犬又は猫の引取り手数料等を豊橋市動物愛護センター条例に規定することとするほか、新たに、犬又は猫の譲渡し手数料を定める。

(1) 新設する手数料

手数料名	単位	金額
犬又は猫の譲渡し手数料	1 頭又は 1 匹	2 , 3 0 0 円

(令和 7 年 1 0 月 1 日から施行)

〔 単 行 案 〕

議案第 7 9 号 工事請負契約締結について

(契約検査課・資源化センター)

- | | | |
|---|-----------|-------------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 1・2号炉維持整備工事（令和7年度その2） |
| 2 | 工 事 内 容 | 受入供給設備、熱分解設備、熱分解物分別設備、排ガス処理設備 |
| 3 | 決定年月日 | 令和7年5月16日 |
| 4 | 契 約 価 格 | 247,500,000円 |
| | （ 予 定 価 格 | 252,076,000円） |
| | 決 定 率 | 98.2% |
| 5 | 請 負 人 | JFE環境テクノロジー（株） |
| 6 | 契 約 方 法 | 随意契約 |

議案第 8 0 号 物品購入契約締結について

(契約検査課・資源化センター)

- | | | |
|---|---------|-----------------------|
| 1 | 物 品 名 | ショベルローダー |
| 2 | 数 量 | 2 台 |
| 3 | 落札年月日 | 令和 7 年 4 月 2 1 日 |
| 4 | 契 約 価 格 | 2 3 , 1 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 購 入 先 | 向和リース (株) |
| 6 | 契 約 方 法 | 一般競争入札 (応札 1 社) |

議案第 8 1 号 物品購入契約締結について

(契約検査課・河川課)

- | | | |
|---|---------|-----------------------|
| 1 | 物 品 名 | 移動式排水ポンプ |
| 2 | 数 量 | 一式 |
| 3 | 落札年月日 | 令和 7 年 5 月 1 9 日 |
| 4 | 契 約 価 格 | 4 8 , 0 7 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 購 入 先 | 山佐産工 (株) |
| 6 | 契 約 方 法 | 一般競争入札 (応札 2 社) |

議案第 8 2 号 議決事項中変更について

(令和 6 年第 9 6 号議決 工事請負契約締結について (総合体育館屋根及びトイレ改修等工事))

(契約検査課・スポーツ課)

令和 6 年 9 月 3 0 日締結の総合体育館屋根及びトイレ改修等工事請負契約について、議決事項中契約価格の変更を求めるもの

1 変更前契約価格	7 4 8 , 0 0 0 , 0 0 0 円
変更後契約価格	7 7 1 , 3 7 5 , 0 0 0 円
(差引き)	2 3 , 3 7 5 , 0 0 0 円増

2 変更理由及び内容

屋根改修の仕様の変更、スロープ及び階段の手すりの数量及び取付けの仕様の変更、アルミカーテンウォールの扉の撤去・新設の取止め及び電子錠の撤去・新設の追加等が必要になったことにより、契約変更をするもの

3 請負人 (株) 豊田組

議案第 8 3 号 議決事項中変更について

(平成 19 年第 1 1 1 号議決 特定事業の契約締結について (保健
所・保健センター及び地域療育センター (仮称) 等整備・運営事業))
(保健医療企画課)

平成 19 年 12 月 17 日締結の保健所・保健センター及び地域療育センター (仮称)
等整備・運営事業事業契約について、議決事項中契約価格の変更を求めるもの

- 1 変更前契約価格 7, 828, 179, 422 円
上記金額に金利変動及び物価変動等による増減額を加算した額
変更後契約価格 7, 902, 979, 422 円
上記金額に金利変動及び物価変動等による増減額を加算した額
(差引き) 74, 800, 000 円増

2 変更理由及び内容

保健所・保健センターの 1 階フリーオープンスペースの天井が特定天井に該当した
ことから、当該天井の改修工事を行うため、契約変更をするもの

3 相手方 (株) いきいきライフ豊橋

議案第 8 4 号 愛知県中核市小児慢性特定疾病審査会共同設置規約の変更に関する
協議について

(こども保健課)

一宮市の保健所が移転されることに伴い、愛知県中核市小児慢性特定疾病審査会共同
設置規約の一部を変更することについて、地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定によ
り関係普通地方公共団体と協議するため、同条第 3 項において準用する同法第 252 条
の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求めるもの

1 規約の変更

(1) 審査会の執務場所の変更

変更後	変更前
一宮市和光二丁目 1 番 36 号 一宮市保健所内	一宮市古金町一丁目 3 番地 一宮市保健所内

(令和 7 年 11 月 1 日から施行)

議案第 8 5 号 副市長の選任について

(行政課)

副市長の選任について、地方自治法第 1 6 2 条の規定により議会の同意を求めるもの

氏 名	年 齢
いな だ こう ぞう 稲 田 浩 三	6 3 歳

〔公 職 歴〕

自 昭和 5 9 年 4 月
至 令和 4 年 3 月

豊橋市役所勤務

（ この間、産業部長
総務部長
を歴任 ）

自 令和 4 年 4 月
至 令和 7 年 3 月

東三河広域連合事務局長兼総務部長

議案第 8.6 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(市民協働推進課)

人権擁護委員のうち 4 人が令和 7 年 9 月 3 0 日で任期満了となるため、後任者の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるもの

参 考 定 数 2 2 人

任 期 3 年

任期満了となる委員

氏 名	年 齢	備 考
伊 丹 和 彦	6 6 歳	現在 1 期目
大 場 純 子	7 0 歳	現在 2 期目
近 藤 京 子	6 9 歳	現在 2 期目
樋 口 秀 子	5 9 歳	現在 2 期目

〔 報 告 〕

報告第20号 専決処分の報告について

(契約検査課・教育政策課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている変更契約の締結について、同条第2項の規定により報告するもの

1 専決年月日 令和7年5月16日

2 変更する議決 令和6年第97号議決

工事請負契約締結について(豊城中学校南校舎長寿命化改良工事)

3 変更内容

契約価格	変更前	253,000,000円
	変更後	257,005,100円
	差引き	4,005,100円

・外壁改修の仕様の変更等のため

報告第 2 1 号 専決処分の報告について

(住宅課)

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている市営住宅の家賃等の支払及び明渡しに係る訴えの提起について、同条第 2 項の規定により報告するもの

市営住宅の家賃等の支払及び明渡し

専決年月日	令和 7 年 5 月 2 0 日
明渡しを求める市営住宅	オノ神住宅
事件の概要	相手方は、市からの再三にわたる支払の催告にもかかわらず、多額の市営住宅の家賃及び駐車場使用料を滞納しているため、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃、修繕費用、賃貸借契約解除後の使用損害金及び滞納駐車場使用料の支払を求める訴えを名古屋地方裁判所豊橋支部へ提起したものである。 (専決処分時の滞納状況) 滞納月数 8 月分 (家賃) 3 月分 (駐車場使用料)

報告第 2 2 号 専決処分の報告について

(収集業務課・住宅課)

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている 1 件 1 0 0 万円以内の次の損害賠償について、同条第 2 項の規定により報告するもの

- | | |
|-------------|---|
| 1 (1) 専決年月日 | 令和 7 年 5 月 1 6 日 |
| (2) 損害賠償の額 | 3 6 , 3 0 0 円 |
| (3) 事故の概況 | 令和 7 年 4 月 9 日午前 1 1 時 2 0 分頃、豊橋市弥生町字松原 5 0 番地内の駐車場において、本市職員（環境部収集業務課）の運転するごみ収集車が収集作業のため後退したところ、相手方所有の駐輪場に誤って接触し、損傷させたもの
(豊橋市過失割合 1 0 0 %) |
| 2 (1) 専決年月日 | 令和 7 年 5 月 2 3 日 |
| (2) 損害賠償の額 | 4 2 , 6 4 2 円 |
| (3) 事故の概況 | 令和 6 年 1 1 月 2 0 日午後 3 時頃、才ノ神住宅において、壁内の排水配管の劣化により大量の排水が漏出し、階下にある相手方が居住する居室に漏水したため、相手方所有の家電製品等が損傷等したもの
(豊橋市過失割合 1 0 0 %) |